

事務事業名	7120 都市マスタープラン推進事業													
担当組織	都市整備部				都市計画課					担当	都市創造担当			
組織コード	R3	20	01	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R3	01	08	04	01	97	96	記入日	令和 3年 6月10日
	R2	20	01	00		R2	01	08	04	01	03	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									● 対象  ○ 対象外		
分野	01	土地利用											
施策	47	都市マスタープランの推進											
事業期間	平成10年度～令和2年度												
根拠法令 通達等	都市計画法、都市計画運用指針、都市再生特別措置法				関連計画 施政方針			総合振興計画、都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)					
事業区分	○ 法定受託事務      ● 自治事務のうち義務的なもの      ○ 自治事務のうち任意のもの												
対象	市民・事業者・市												
事業目的	都市マスタープランに掲げる戸田市の将来の都市づくりの目標「人と環境にやさしい水と緑豊かな美しい文化・産業・公園都市」の実現化を図る。												
事業内容	都市マスタープランの実現に向け、関連事業の適切な進行管理を行うとともに、市民・事業者・市による協働のまちづくりを推進するための仕組みとして制定された都市まちづくり推進条例に基づき、市民発意型のまちづくりを推進する。また、社会情勢の変化や上位計画の見直しに適切に対応するため、都市マスタープランの見直し等を行う。												
実施主体	■ 市による単独直営      ■ 委託      ( □ 3セク・財団      ■ 企業      □ 市民・NPO)      □ 協働・協力 (      )												

2. 実施結果

事業の 予算・実績			令和2年度 執行額(千円)	令和3年度 予算額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	令和6年度 計画額(千円)	
	事業内容		都市マ進行 管理、地区ま ちづくり支援 等					
	事業費		197	0	0	0	0	
	財源 内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		一般財源	197	0	0	0	0	
	人件費		4,154.4	0	0	0	0	
	投入 人員	常勤職員	0.6人	0人	0人	0人	0人	
非常勤職員		0人	0人	0人	0人	0人		
事業費+人件費		4,351	0	0	0	0		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		R1目標 R1実績	R2目標 R2実績	R3目標 R3実績
	活動①	都市まちづくり推進会議の開催	回	年1回程度		1		
	活動②					1		-
	成果①	地区まちづくり推進団体の認定件数	件	地区まちづくり推進団体		-		-
	成果②					-		-
目標達成 状況 の分析	- : 未設定 <判断理由>							

## 3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	30年度	1年度	2年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）の目標の実現化に向け、関連事業の進行管理を行っている。事業の進行状況を適切に管理することで、本市を取り巻く社会情勢・都市環境の変化や市民ニーズに的確に対応しており、施策の目標達成に大いに貢献していると考えられる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	30年度	1年度	2年度	A：経費の精査が十分になされている。
	B	A	A	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>決算ベースでの事業費は令和2年度が約20万円であり、主には戸田市都市まちづくり推進条例に基づく、地区まちづくり推進団体に対する活動支援補助であるため、経費の精査が十分になされていると考えられる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	30年度	1年度	2年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>市民や事業者等を主体とする地区まちづくりの推進を図ることができる戸田市都市まちづくり推進条例の制度を活用しており、事業手法は適正な内容であると考えられる。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	30年度	1年度	2年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>地域住民の意見を聴きながら、より良いまちの実現を目指して都市計画を変更していくため、受益・負担は適正な範囲であると考えられる。</p>

## 4. 令和2年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

## 5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和4年度で終了 <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input checked="" type="radio"/> 令和2年度で終了
	<p>&lt;判断理由&gt;</p> <p>引き続き、戸田市都市まちづくり推進条例の制度を活用し、市民や事業者等を主体とする地区まちづくりの推進を図っていく。なお、地区まちづくりについては、関連する都市計画の用途地域、地区計画等と非常に密接であるため、「7121都市計画推進事業」と共に、効率的かつ効果的に事業を推進していく。</p>
今後の取組方針	令和3年度に「7121都市計画推進事業」に本事業を統合した。